

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年10月26日

【発行者名】 パークレイズ・マルチマネージャー・ファンド・パブリック・リミテッ
ド・カンパニー
(Barclays Multi-Manager Fund public limited company)

【代表者の役職氏名】 取締役 キショール・マンダリア
(Kishor Mandalia, Director)

【本店の所在の場所】 アイルランド、ダブリン2、グランド・カナル・スクエア2、6階
(6th Floor, 2 Grand Canal Square, Dublin 2, Ireland)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1【提出理由】

パークレイズ・マルチマネージャー・ファンド・パブリック・リミテッド・カンパニー(Barclays Multi-Manager Fund public limited company)(以下「本投資法人」といいます。)の各ファンドの投資証券(以下「投資証券」といいます。)について、本投資法人の取締役は、2024年2月16日付で日本の投資主が保有する全ての投資証券が強制買戻しされることを決定しました。よって、本投資法人は、金融商品取引法第24条の5第4項および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条2項14号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(イ) 当該解散等の年月日

2024年2月16日(強制買戻日)

(ロ) 当該解散等に係る決定に至った理由

日本の投資主の投資証券を買い戻す本投資法人の取締役の決定は、日本での販売にかかる登録費用の見直しに起因しています。この登録を維持するための費用は大きく、現在投資運用会社が負担しています。投資運用会社は、本投資法人の日本における販売会社と投資運用会社との間にある商業上の取決めを十分に検討した結果、この費用を負担し続けることは、もはや経済的に実行することができないと判断しました。その結果、この費用は将来、投資証券が負担しなければならず、純資産価格に悪影響を及ぼすこととなります。

上記理由により、本投資法人の取締役は、管理会社および投資運用会社と協議の上、投資証券の全投資主の最善の利益を考慮した上で、日本の投資主に投資証券を買い戻すよう要請することを決議しました。

(ハ) 法令に基づき当該解散等に係る決定に関する情報を当該発行者の発行する特定有価証券の所有者に対し提供している場合又は公衆の縦覧に供している場合には、その旨

本投資法人が作成した2023年10月16日付の書面により、日本における販売会社(ファンドの受益証券の登録受益者)に通知しました。